

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

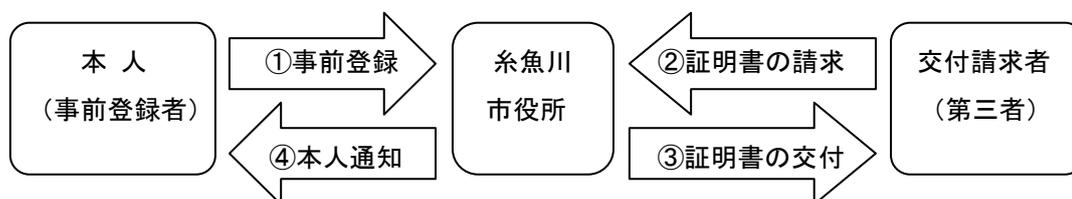
糸魚川市

1 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などを第三者に交付したときに、その交付の事実を事前に登録した人に通知する制度です。

この制度により、住民票の写し等の不正請求や不正取得を抑止し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的としています。

※第三者から事前登録者についての住民票の写し等の交付請求があった場合に、交付の可否を事前登録者に確認する制度ではありません。また、交付ができないようにする制度でもありません。



2 第三者とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、正当な理由があれば第三者でも請求することができると「住民基本台帳法」や「戸籍法」で定められています。

- ・本人や戸籍に記載されている人から依頼を受けた人・・・代理人（委任状が必要）
- ・代理人以外の第三者

(1) 自己の権利の行使又は自己の義務を履行するために住民票等を確認する必要がある人や住民票等の記載事項を利用する正当な理由のある人（生命保険の満期支払、債権者等）

(2) 依頼者から受任した事件又は事務を遂行するために、職務上必要な請求をする八士業
※八士業とは弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士のことです。

※国や地方公共団体の機関は除く。

3 本人通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し（除票も含む）
- ・住民票の記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し（除かれた戸籍附票も含む）
- ・戸籍の謄本及び抄本（除籍、改製原戸籍を含む）
- ・戸籍記載事項証明書

4 事前登録ができる人

- ・糸魚川市の住民基本台帳、戸籍の附票に記載されている人（除かれた人も含む）
- ・糸魚川市の戸籍に記載されている人（除かれた人も含む）

5 登録の受付窓口

市役所市民課住民係及び能生事務所住民係、青海事務所住民係

6 登録に必要なもの

- (1) 糸魚川市本人通知制度事前登録申込書（受付窓口にあります。）

(2) 窓口に来られる方の本人確認書類

- ・公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、顔写真付き住基カード等）は1点
- ・顔写真のない身分証明書（健康保険証、年金手帳や年金の証書、通帳等）は2点以上

(3) 代理人（事前登録を希望する人から委任を受けた人）の場合は委任状

(4) 法定代理人（未成年の保護者や成年後見人）の場合は戸籍謄本など資格を証明する書類

※糸魚川市に本籍があり、法定代理人の資格を確認できる場合は不要です。

7 事前登録した人が引越し・結婚・死亡などで住所や戸籍が変わった場合

- ・転出又は転居等により、事前登録をした内容に変更が生じた場合は、糸魚川市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書を提出してください。変更の届出がないと、本人通知の送付ができない場合がありますのでご注意ください。
- ・事前登録した人が死亡したり、失踪宣告又は居所不明等により住民票が消除されたときは、事前登録を廃止します。

8 本人通知の内容

事前登録者の住民票の写し等を第三者に交付した場合、その交付事実を通知書により次の項目を郵送で通知します。

- (1) 交付した年月日
- (2) 交付した証明書の種別及び通数
- (3) 交付請求者の種別
 - ・事前登録者の代理人の場合はその旨
 - ・代理人以外の第三者による請求の場合は個人・法人・八士業（個人・法人）の別

9 本人通知の対象とならない請求

- ・事前登録者本人による請求
- ・事前登録者と同一の世帯員による住民票の写し等の請求
- ・事前登録者と同一の戸籍内の人又は直系親族による戸籍謄抄本等の請求
- ・国や地方公共団体の機関からの公用請求
- ・戸籍法第10条の2第5項に規定された業務に係る請求
（例：刑事事件の弁護士としての業務、人身保護法の規定により裁判所が選任した代理人としての業務）
- ・その他市長が特別な請求又は申出と認めたとき

10 開示請求

本人通知に記載された内容について詳しく知りたい場合は、糸魚川市個人情報保護条例に基づいて自己情報の開示請求をすることができます。

ただし、開示される情報の内容は、糸魚川市個人情報保護条例の規定の範囲内となります。

お問い合わせ 糸魚川市役所 市民課

電話 025-552-1511